

昭和二十四年八月官報物価号外目録

告示

- 一 貴金属地金の試験手数料、精製手数料及び品位証明手数料を徴収しない場合指定 (三〇)
- 二 抗菌性物質検査規則第四條の規定による検定手数料及び第六條の試験品の数量中改正 (六〇)
- 一 通商産業省、物価庁 (六〇)
- 一 飯山坑内用品検定手数料指定 (二二)
- 二 郵政省、物価庁 (六〇)
- 一 簡易保険医事研究所ニ関スル件第三項の規定による治療その他の料金の種別及び金額廃止 (六六)
- 物 價 庁 (一七)
- (主要食品)
 - 五八二 製パン用酵母及びイーストフードの販売価格の統制額指定中改正 (二)
 - 五九八 昭和二十三年八月物価庁告示第七百八十一号中改正 (一〇)
 - 五九九 飼料等の販売価格の統制額指定中改正 (一〇)
 - 六〇〇 輸入飼料及び輸入牧草種子同上 (一〇)
 - 六五一 魚粉等同上 (二七)
 - 六五七 小麦、裸麦及び小麦の販売價格の統制額指定 (一〇)
- (生鮮食品)
 - 六三〇 乳製品の販売價格の統制額指定中改正 (二七)
 - 六五二 冷凍魚介物の販売價格の統制額指定 (二七)
- (工業食品)
 - 五八三 食料品製造の販売價格の統制額指定 (二七)
 - 六〇一 ぶどう糖及び水飴の販売價格の統制額指定中改正 (二)
 - 昭和二十四年以降国内産のなたね及びからしの販売價格の統制額指定 (二)

- 六二三 子麦米米五五五ロシロシの販売價格の統制額指定中改正 (二)
- 六五三 昭和二十四年以降国内産のなたね及びからし同上 (二)
- 六五四 昭和二十三年以降国内産ひまし及びひましま同上 (二)
- 六五五 食料品製造同上 (二)
- (特産物)
 - 五五五 孔明燧炭、豆炭、有煙豆炭及びたどんの販売價格の統制額指定 (二)
 - 五五七 木炭の販売價格の統制額指定 (二)
 - 五五九 木炭の販売價格の統制額指定 (二)
 - 五五九 花同上 (二)
 - 六三二 荊蒺及び荊蒺油柏同上 (二)
 - 六三三 葎工品品の販売價格の統制額指定中改正 (二)
 - 六四〇 農業薬剤(輸入硫酸ニコチン)の販売價格の統制額指定 (二)
 - 六四三 大漁印油性染料及び一浴式大漁印油性染料同上 (二)
 - (動力)
 - 五五六 石油の販売價格の統制額指定中改正 (二)
 - 六一七 石炭の配製会社及び販売業者の販売價格の統制額指定 (二)
 - 六二一 昭和二十三年八月物価庁告示第七百八十一号中改正 (二)
 - 六二四 配製会社の石炭販売價格の統制額指定中改正 (二)
 - (金属)
 - 五八五 硫黄の販売價格の統制額指定 (二)
 - 五八六 粉末硫黄同上 (二)
 - 五八七 鉛鉛金及びカドニウム銀金五ガロン罐及び同蓋同上 (二)
 - 六〇二 黒鉛増場同上 (二)
 - 六〇三 高級鉛鉛板(〇・七オン)同上 (二)
 - 六〇四 耐火煉瓦の販売價格の統制額指定中改正 (二)
 - 六二六 鉄鉄、普通圧延鋼材及びその半製品同上 (二)

- 六三二 フェロアロイ同上 (二)
- 五九六 統制額廃止物品指定(鉄道車輛用蒸汽機関車、客車、電車及び貨車等) (二)
- 六二六 電気絶縁布管の販売價格の統制額指定中改正 (二)
- 六三一 自動車シャシ同上 (二)
- 六四八 小型自動車部品の販売價格の統制額中一部適用一時停止 (二)
- 六四九 自動車部品同上 (二)
- 六五〇 自動車、リヤカー、同部分品及び附属品同上 (二)
- (化学製品)
 - 五五八 セメントの販売價格の統制額指定 (二)
 - 五九五 醋酸及び無水醋酸同上 (二)
 - 六〇九 有機安業薬品同上 (二)
 - 六二五 硫酸ニッケル同上 (二)
 - 六二五 コークスの配製会社及び販売業者同上 (二)
 - 六四四 硫酸アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰等の販売價格の統制額指定中改正 (二)
 - 六四五 硫酸アンモニア、石灰窒素、肥料用尿素等の規格外品の販売價格の統制額指定 (二)
 - (工業品)
 - 五五九 ゴムベルトの販売價格の統制額指定中改正 (二)
 - 五八四 自転車タイヤ、チューブ、リム車胎等品類同上 (二)
 - 六二二 地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴等品類同上 (二)
 - 六三九 医薬品及び家庭薬同上 (二)
 - 六四一 再製自動車タイヤ及びチューブ同上 (二)

- 六五八 ゴムベルトの販売價格の統制額指定 (二)
- 六五九 同上検査機関指定 (二)
- 六六〇 ゴムホースの販売價格の統制額指定中改正 (二)
- (繊維品)
 - 五六〇 メリヤス生地及び同製品の加工工賃の統制額指定中改正 (二)
 - 五六一 綿状纖維の染色加工料金の統制額指定 (二)
 - 五六二 綿織物同上 (二)
 - 五六三 綿レリス同上 (二)
 - 五六四 原糸同上 (二)
 - 五六五 メリヤス製品同上 (二)
 - 五六六 綿織物同上 (二)
 - 五六七 綿糸の販売價格の統制額指定中改正 (二)
 - 五六八 纖維品同上 (二)
 - 五六九 衣料製品同上 (二)
 - 五七〇 衣料製品の加工料の統制額指定中改正 (二)
 - 五七一 昭和二十三年年度供米報奨用綿織物の販売價格の統制額指定中改正 (二)
 - 五七二 昭和二十四年度産及ひ思鈴足供出報奨用綿織物同上 (二)
 - 五七三 メリヤス生地及び同製品同上 (二)
 - 五七四 表生地に綿織物その他綿糸による製品を原材料として使用する足袋の販売價格の統制額指定 (二)
 - 五七六 衣料製品同上 (二)
 - 五七七 縫製用縫針フロンネル同上 (二)
 - 五七八 特別放出綿織物同上 (二)
 - 五八〇 織糸同上 (二)
 - 五八一 綿織物同上 (二)
 - 五八二 輸出品規格による綿織物同上 (二)
 - 五八三 ニックロフ及び麻織等の販売價格の統制額指定中改正 (二)
 - 五八四 マニラ麻等同上 (二)
 - 五八五 運出向人産綿織物の輸出不適格品を内地向として販売する場合の統制額指定中改正 (二)
 - 五九二 絹織物の販売價格の統制額指定中改正 (二)

至第六十号 凡例

件名上の数字は告示番号、件名下の数字は上段は頁数、下段は日()内の数字は号外番号

六〇五	足袋同上	(六)
六〇六	麻織物同上	三〇
六〇七	放出綿メリヤスシャツの販売価格の統制額指定	三〇
六〇八	人造絹糸同上	四〇
六一〇	羊毛の販売価格の統制額廃止	一五
六一一	統制額廃止物品指定(昭和二十三年度親費用ギンガム及びチツキング等)	一五
六一四	搾油用マツトの販売価格の統制額指定	一五
六一九	輸出品規格による綿織物の販売価格の統制額指定中改正	四
六二〇	綿織物同上	四
六二七	絨毛糸及び紡毛糸の販売価格の統制額指定	三六
六三三	同上中改正	(七)
六三四	ステープルフアイバー織物の販売価格の統制額指定中改正	三〇
六三五	綿カタン糸同上	三〇
六三六	白濁豆麹及び中入麹の販売価格の統制額指定	三〇
六三七	放出人造メリヤス製品同上	三〇
六三八	人造絹織糸同上	三〇
六四二	米軍持下げ中古衣類の販売価格の統制額指定中改正	三〇
六六一	印度黄麻糸の販売価格の統制額指定	三〇
六六二	印度黄麻織物同上	三〇
六六三	黄麻袋同上	三〇
六六四	マニラ草等の販売価格の統制額指定中改正	三〇
六六五	絹織物同上	三〇
六六六	絹織物規格によるステープルフアイバー織物同上	三〇
六六七	絹織物及びステープルフアイバー織物の端切の販売価格の統制額指定	三〇
六六八	(交通事業) 倉庫荷役料、港湾作業料及び貯蔵貨物検査料の統制額指定中改正	(七)
六六九	旅客運賃の統制額指定中改正	三〇
六七〇	木箱積貨物運賃の統制額廃止	三〇
六七一	汽船積貨物運賃の統制額指定中改正	三〇

(価格査定)

五九七	価格査定を受けるべき物品及び価格査定をなす者指定中改正	(四)
六五六	同上(冷凍魚介類)	一七
(その他)		(七)
六一二	統制額廃止物品指定(縫針等)	一五
六二八	同上(鉛筆等)	(七)
六二九	同上(無水鉛筆エチル等)	一〇
六四六	同上(タツクス等)	(六)
六四七	同上(生薬等)	三三